

倉吉関金道路による農地整備に関する要望について（回答）

- 提出者：大鴨土地改良区
- 受付日：平成27年10月20日
- 回答日：平成27年11月11日

- 1 道路と天神野台地に挟まれ窪地になる農地（上古川地内）は、農道付け替え工事をふくめ再区画整備することについて。
- 2 買収残地（2.7ha）、非対象農地（1.3ha）合計4.0haの区画整備について。
- 3 再区画整備は地元負担金無しによる工事とすることについて。

【回答：農林課 Tel 22-8157】

このたびの要望の要因は、倉吉関金間の自動車専用道路の設置事業によるものであり、事業実施にいたるまでの経過等もあるかと思しますので、県と十分な協議が必要と考えています。

区画の再編整備については、地元関係者で十分ご検討いただきたいと思います。区画整理等農地の整備事業には地元負担を伴うことが前提となり、これまでに行ってきた同様の事案や、今後自動車専用道路の設置事業が進むうへで同様の状況が生じると思われますので、その対応にあっては、県と十分に協議を重ねながら慎重に方向付けを行ってまいります。